

# LINEがおすすめ

接種は完全予約制です。予約は電話またはLINEの2つの方法があります。

予約者の約7割がLINEをセレクト

## LINEで予約する方法

**手順2** 加西市公式LINEを友達に追加する

加西市公式LINE



**手順3** 追加する

**手順4** トークする



**手順5**

「新型コロナウイルスワクチン集団接種予約」を押す



**手順6**

会話形式で必要な情報を入力（接種券番号、生年月日、接種希望日など）

**手順7**

予約が完了したことを確認する（終了）

**手順1**

お手元に、市役所から届いた接種券と接種予定表（カレンダー）をご準備ください

LINE予約に必要な情報は次の項目です

接種券番号  
生年月日  
接種希望日

「新型コロナウイルスワクチン予防接種の案内」より拡大図

接種券			
券種	2	ワクチン接種	1回目
請求先	兵庫県 加西市		282201
券番号	10桁の番号		
氏名	加西 太郎		

「新型コロナウイルスワクチン接種予定表」

新型コロナウイルス接種予定表			
2021 5 May	12:00~13:00	13:00~18:00	2日目
1	〇	〇	〇
2	〇	〇	〇
3	〇	〇	〇
4	〇	〇	〇
5	〇	〇	〇
6	〇	〇	〇
7	〇	〇	〇
8	〇	〇	〇
9	〇	〇	〇
10	〇	〇	〇
11	〇	〇	〇
12	〇	〇	〇
13	〇	〇	〇
14	〇	〇	〇
15	〇	〇	〇
16	〇	〇	〇
17	〇	〇	〇
18	〇	〇	〇
19	〇	〇	〇
20	〇	〇	〇
21	〇	〇	〇
22	〇	〇	〇
23	〇	〇	〇
24	〇	〇	〇
25	〇	〇	〇
26	〇	〇	〇
27	〇	〇	〇
28	〇	〇	〇
29	〇	〇	〇
30	〇	〇	〇
31	〇	〇	〇

(注意) ワクチン接種の予約は、接種券がご自宅に届いてからとなります。

## 対象者ごとのスケジュール

対象者	接種券配布	予約開始	接種開始	
65歳以上の高齢者 (昭和32年4月1日以前に生まれた人)	来年3月31日時点で75歳以上の人	4月19日	4月19日	5月8日
	来年3月31日時点で70~74歳の人	5月17日	5月18日	順次
	来年3月31日時点で65~69歳の人	6月上旬(予定)		順次
基礎疾患がある人や 高齢者施設などで従事している人 (上記65歳以上の高齢者以外)	市に配布されるワクチンの量が決定次第、 市ホームページや広報かさいなどでお知らせします。			
上記以外の人				

新着

◎かかりつけ医でもワクチン接種を受けることができます。  
6月より順次開始しますので、かかりつけ医にご相談ください。

## 差別のないまち 目指し条例制定

加西市は、感染症を理由にした差別のないまち、誰もが安心して暮らすことができる地域の実現を目指し、「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」を令和3年4月26日に公布・施行しました。条例の内容は、市ホームページで確認できます。  
問合せ先…人権推進課 ☎ 8727



Q&A

どうして条例を制定したのですか？

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、感染者などへの差別や偏見が大きな人権問題になっています。加西市でも感染者が発生しており、人権侵害も心配されています。

また、加西市は、ハンセン病患者に対する差別からさまざまなことを学んだ歴史があります。そこで、感染症が原因となる差別を前もって防ぐことや、差別が行われた場合の相談支援について定めています。

どんなことが定められたのですか？

感染症に感染していること、感染のおそれがあること、感染していたことを理由にして、差別的な発言や行動をすることは、誰であってもしてはいけないことだと定めています。

そのために、「市が責任をもつてすること」「市民のみなさんの役割」「事業者のみなさんの役割」を定めています。

### 事業者の役割

事業者のみなさまには、感染症を理由とした差別を組織に所属する方やその家族が受けられないよう、配慮をお願いします。また、県や市からの感染拡大防止対策などに協力していただくことをお願いしています。

### 市民の役割

市民のみなさまには、噂話等に惑わされることなく、正しい知識と思いやりをもって行動することで、感染者等に対する差別を行わないようお願いいたします。また、感染拡大防止対策などに協力していただくをお願いしています。

### 市の責務

市のホームページや広報かさい等で感染症に関する情報を発信したり住民人権学習等での教育・啓発活動を行ったりしていきます。また、感染症による差別等の被害を受けた方からの人権相談には、人権擁護委員や法務局と連携して対応します。

## 低所得子育て世帯に生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し生活支援を行うため「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。児童一人当たり5万円の支給です。

- 児童扶養手当受給者以外のひとり親新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方は、給付金が受け取れる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 申請期限…令和4年2月28日(月)
- 令和3年4月分の児童扶養手当受給者児童扶養手当受給口座へ5月11日(火)に振込済です。

●ふたり親

対象	要件	申請	支給
令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者	令和3年度分の住民税の均等割非課税者(※1)	必要	国から詳細が示され次第、市ホームページ等でお知らせします。
令和3年4月分の児童手当受給者		不要(※2)	
令和3年4月分の16歳以上18歳未満の児童のみ養育する者			

※1…新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変するなど、非課税世帯と同じ水準となっている方は、給付金が受け取れる場合があります。なお、家計急変者は申請が必要で、  
※2…令和3年1月2日以降の転入者および未申告で所得額が不明な方は申請が必要で、

問合せ先…地域福祉課 ☎ 8709  
・制度の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
・詳細につきましては、決まり次第、随時ホームページ等でお知らせします。

